

大阪府都市整備部における参加意思確認公募手続について

平成 31 年 4 月

※平成 31 年度より委託役務業務でも参加意思確認公募手続ができるよう、要綱を改定しました。

1. 参加意思確認公募手続とは

本手続は、大阪府都市整備部が発注する建設工事又は委託役務業務のうち、唯一施工しうると考える者（以下、「特定者」という。）しか施工できない案件において、その特定者の唯一性を確認したい場合に、当該案件の内容を明らかにしたうえで他の参加者の入札参加意思の有無を公募により確認するものであり、随意契約手続における透明性を確保するためのものである。

2. 実施手続

1) 参加意思確認公示予定情報の公表

参加意思確認公示予定情報を工事等公表にて公表する。

- ・ 本手続の対象案件は「多様な入札方式」欄に「参加確認」と記載した案件とする。
- ・ 本手続の対象案件における「発注時期」は、「2) 参加者意思確認公募手続の公示」を行う予定時期を示す。

2) 参加意思確認公募手続の公示

- ・ 以下の掲示及びホームページへの掲載にて公示を行う。
 - 1) 発注事務所における掲示
 - 2) 発注事務所ホームページへの掲載
 - 3) 大阪府都市整備部のホームページ及び契約局ホームページから、事務所ホームページへのリンク
- ・ 公示事項の概要は以下のとおり。
 - 1) 案件名、案件概要及び工期
 - 2) 応募要件
 - 3) 特定者の名称等
 - 4) 契約予定価格
 - 5) 参加希望者がいた場合／いない場合の手続
 - 6) 発注機関の名称

3) 参加意思確認申請書の提出について

公示日から、公募手続に関する説明書（以下、「説明書」という。）の交付を行う。参加を希望する者は、公示日の翌日から 10 日間（土日祝除く）の提出期限までに、参加意思確認申請書（以下、「申請書」という。）を提出するものとする。

4) 審査について

- (1) 参加意思表明者があった場合
参加希望者より申請書が提出された場合は、当該申請書の審査を行う。
- (2) 参加意思表明者がなかった場合
提出期限を過ぎても、申請書を提出する者がなかった場合には、特定者との随意契約手続きに入る。

3. 実施フロー

